

前回会合後に頂いた御質問への御回答

2021年10月29日 事務局

<質問者> 三友構成員**<質問内容>**

最初に、地域事業者への補助は急ぐ必要があり、そのことを否定するつもりは全くなく、早急に対応すべきと考えます。そのことを確認したうえで、事務局ご提案の内容について、質問をさせていただきます。

国土交通省の推定にあるように、全国を1km²で切った居住メッシュ18万地点について、2050年までに、2010年比100%減少（非居住地化）19%、50%以上減少44%、0-50%未満減少35%という現実がこの先にあります。

急速な人口減少を前提に、高コスト化をユニバ基金等によって補填することでBBの提供を義務化した場合、次のような問題が起こるおそれがあります。

- 1) 補填額が膨らみ、国民の直接的負担が重くなる。
- 2) 補填をしても、地域事業者の事業継続ができなくなる。

1) については、電話ユニバの際に負担額が1番号当たり10円を超えるところで世論の大きな反対が起き、そのため、コストの付け替え等によってこれを凌いだところです。BBユニバの補填額がどの程度になるかはわかりませんが、あまねく供給することを義務とすることにより、将来のエンドユーザの負担増は避けがたく、その結果、制度への批判が強まることが予想されます。地域事業者を補填対象とした場合には、電話ユニバで取ったような弥縫策は取りにくいので、制度への強い批判、あるいは制度自体の破綻が起きないか危惧されるところです。

2) については、そもそも人口減少が進み、需要の少ないところに供給の義務を事業者に課すことの長期的課題と言えます。民間事業者ゆえ、破綻した場合にはそれ以上の要求はできないかもしれませんが、あまねく供給義務との齟齬が生じます。

事務局の口頭でのご回答では、数年ごとに制度を見直すとのことでしたが、電話ユニバのケースを見る限り、制度は非常に硬直的で、補填額の算定方式等などの本質的な事項に関する確認、例えば、高コスト地域の算定に用いる平均+2σが上位コスト4.9%に相当するという計算は、実際のコスト分布が変化しているにもかかわらず、制度設計以来、見直しがなされていません。当該制度については、見直しが明記されていないと思われるので、そのような場合、実際に制度の定期的な見直しが実効的に可能であるか、疑問に感ずるところです。

他方で、現行のユニバーサル政策委員会における検討にあるように、いったん作った制度を変更あるいは取りやめようとしても、かなりの調整が必要で、その労力は計り知れないところです。

現行の電話を対象としたユニバーサルサービス制度になぞらえた制度を事務局は提案されていますが、どのような制度にせよ、設計にあたり、事前に、

- ① 将来の人口減が急速に進むことを踏まえ、初期設定の制度の下、補填額がどのように増減するのか、シミュレーションをして、補填額の増減を確認する；
- ② 各地域の人口動態は急速に変化します。それに対応して、補助対象地域も変化しますが、その捕捉が継続的に可能かどうか確認すべきです。補助対象となる通信事業者の精査に加え、地域人口動態の変化を確認する手間によって、規制コストが高いものにならないか、確認する；

ことが必要ではないでしょうか。

また、制度適用後、事態が深刻になってから策を考えるようなことのないよう、制度の中止を含めた、定期的な見直しを明記するなど、柔軟な制度設計を行う必要があると考えます。

事務局として、これらの点について、どのように考えるか、ご意見を伺いたく存じます。

(1) 人口減少の進展に伴う負担額増大の懸念について

1. 事務局としては、今般の制度改正において、ラストリゾート事業者以外の事業者に対して供給義務を課す（撤退自体を禁止する）ことは考えていません¹。また、交付金への申請を義務化することも考えていません。
2. ラストリゾート事業者以外の事業者が全て特定のエリアから撤退した場合には、基本的にはラストリゾート事業者が当該エリアにおけるサービス提供を引き継ぐことを期待していますが、その場合も、非居住地化したエリア等についてまでサービスの継続を求めるものではありません。
3. ラストリゾート事業者によるサービスの提供は、一定の例外的な場合（特別支援対象エリアに該当する場合）を除き、交付金による支援の対象とはならないものと想定しています。また、特別支援対象エリアの指定については、設備更新のタイミングで、当該エリアの自治体の設備維持へのニーズを改めて確認し、指定の継続の要否を判断する仕組みを導入することを検討しています²。

¹ 撤退する場合は、一定期間以上前（例：撤退の1年以上前）に、その旨を利用者に周知するとともに、総務大臣に届け出ることを義務付けることを検討しています。

² 具体的には、設備更新のタイミングで、当該エリアの自治体に対し、更新費用の一定割合（原則として、初期整備時における自治体の自己負担割合と同割合とすることを想定）を任意

4. 以上のような仕組みを通じて、人口減少の進展に伴い負担額全体が当然に増大するような事態は、回避し得るものと考えています。

(2) 将来的な制度見直しの可能性について

1. 今般の制度改正においては、一定期間経過後の制度全体の見直しを、法律上明記することを予定しています。
2. 現状において、固定電話は引き続き国民生活に不可欠なサービスであることから、今般の制度改正においては、電話に関する交付金制度等は基本的にそのまま存置した上で、別途、有線ブロードバンドサービスに関する交付金制度等を創設することを想定していますが、中長期的には、この点も含めて、見直す余地があるものと考えています。
3. その際は、特定のサービスの維持を目的とした現行のユニバーサルサービスの仕組み自体を見直し、各種サービスの前提となる不可欠基盤（光ファイバ網等）の維持を目的とした新たな制度的枠組み（ユニバーサルアクセス）へと転換を図ることも、一つの選択肢であると考えています。
4. 仮に、中長期的な課題として、ユニバーサルアクセスへの転換を検討していく場合であっても、今般の制度改正は、離島等を含めた全国的な光ファイバ網の整備や公設設備の民間移行の促進等を通じて、円滑な制度転換のための素地を準備するものと位置付けることが可能であると考えています。

以 上

で負担することの可否について意向を確認し、その結果を踏まえ、当該エリアの特別支援対象エリアとしての指定を継続するかどうかを判断する仕組みを導入することを検討しています。